

【特別児童扶養手当所得制限限度額表】

(単位:円)

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000

* 注意事項

扶養義務者は、直系血族及び兄弟姉妹になります。

● 受給者本人について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。

特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合1人につき250,000円を加算

● 配偶者・扶養義務者について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。

老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。(ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算。)

* 以下の控除額が所得額から差し引かれます。

◎ 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除	⇒ 控除相当額
◎ 配偶者特別控除	⇒ 控除相当額
◎ 社会保険料控除 (受給資格者の場合)	⇒ 控除相当額
(扶養義務者の場合)	⇒ 8万円
◎ 障害者控除 (本人除く)	⇒ 27万円
◎ 特別障害者控除 (本人除く)	⇒ 40万円
◎ 寡婦(夫)控除、勤労学生控除	⇒ 27万円
◎ 特別寡婦控除	⇒ 35万円